

概要を次のとおり告示します。

なお当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日から平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日まで、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 申請者等

(1) 申請の住所及び名称ならびにその代表者の氏名

申請者の住所 広島市南区堀越二丁目 8 - 1 1

申請者の名称 カワダ株式会社

代表者の氏名 代表取締役 川田 芳子

(2) 工場または事業場の所在地及び名称

事業場の所在地 広島市安芸区中野東三丁目 8 - 5 4

事業場の名称 カワダ株式会社 瀬野川工場

2 申請の内容

トリクロロエチレンによる洗浄施設 1 基を新設する。新設の特定施設からは、使用済みのトリクロロエチレンを廃液として排出する以外には排水は無く、特定施設の設置にともない、汚水等の汚染状態及び量に変更は無い。これにより当該事業場からの排水の汚染状態及び汚濁負荷量に変更は無い。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用方法

別紙 1 のとおり

(2) 汚水等の処理の方法

別紙 2 のとおり

(3) 排水の汚染状態

別紙 3 のとおり

別紙 1

特定施設の種類、能力及び使用方法

区 分		新 設
名 称		水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 7 1 - 5 号トリクロロエチレンによる洗浄施設
名 称		イオン窒化炉
能 力		2 0 0 kg / 回
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに
使 用 の 方 法	使 用 時 間 間 隔	1 0 回 / 月
	1 日 当 た り の 使 用 時 間	2 時 間 / 日
	季 節 的 変 動 の 概 要	なし

排出される汚水等の汚染状態	トリクロロエチレン (単位：1 リットルにつきミリグラム)	通常 0	(最大 0)
汚水等の排出量 (単位：1 日につき立方メートル)		通常 0	(最大 0)
備考	当該施設からはトリクロロエチレン廃液が年 1 回 2 0 0 kg 排出される。		

別紙 2

汚水等の処理の方法

汚 水 等 の 処 理 施 設	区	分	変更なし		
	種	類	統合排水処理施設		
	型	式	有馬コンサルタント社製		
	構	造	コンクリート製		
	主要寸法(単位：メートル)		縦56.5m×横24.5m×高さ5.5m		
	能	力	8 0 0 m ³ /日		
	汚 水 等 の 処 理 の 方 法		曝気，凝集沈殿，急速ろ過		
	工 場 着 手 予 定 年 月 日		既設		
	工 場 完 成 予 定 年 月 日		既設		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		既設		
使 用 の 方 法	使 用 時 間 間 隔		連続		
	1 日 当 た り の 使 用 時 間		0 時～2 4 時 2 4 時間/日		
	季 節 的 変 動 の 概 要		季節的変動なし		
	処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	区	分	処理前	処理後
		水素イオン濃度 (単位：水素指数)		通常6.9～8.0 (最大5.8～8.6)	通常6.9～8.0 (最大5.8～8.6)
		生物化学的酸素要求量 (単位：1 リットルにつきミリグラム)		通常 150 (最大 220)	通常 16 (最大 26)
		化学的酸素要求量 (単位：1 リットルにつきミリグラム)		通常 131.2 (最大 176.7)	通常 11 (最大 18.3)
		浮遊物質量 (単位：1 リットルにつきミリグラム)		通常 43 (最大 80)	通常 5 (最大 10)
		油 分 (単位：1 リットルにつきミリグラム)		通常 16 (最大 34)	通常 3 (最大 5)
流入又は排出される汚水等の量 (単位：1 日につき立方メートル)		通常 244 (最大 266)	通常 244 (最大 266)		

別紙3

排出水の汚染状態

区 分	変 更 な し				
排 水 口 名	排水口 1	排水口 2	排水口 3	排水口 4～7	排水口 8
水素イオン濃度 (単位:水素指数)	6.8～7.0	6.9～8.0	6.8～7.0	7.2～7.6	7.0～7.1
生物化学的酸素要求量 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 4 (最大 6)	通常 17.3 (最大28.4)	通常 6 (最大 10)	通常 4 (最大 5)	通常 4 (最大 10)
化学的酸素要求量 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 2 (最大 3)	通常 9.3 (最大 15)	通常 3 (最大 5)	通常 2 (最大 3)	通常 2 (最大 5)
浮遊物質 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 5 (最大 10)	通常 4.4 (最大8.0)	通常 5 (最大 10)	通常 5 (最大 10)	通常 5 (最大 10)
油分 (n-ヘキサン抽出物質) (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 0 (最大 2)	通常 2.4 (最大 5)	通常 2 (最大 3)	通常 2 (最大 3)	通常 2 (最大 3)
大腸菌群数 (単位:1ミリリットルにつき個)		通常 3000 (最大3000)			
排出水の量 (単位:1日につき立方メートル)	通常 8 (最大 10)	通常257.1(最大 281)	通常 5 (最大 7)	通常 320 (最大374.6)	通常 30 (最大 37)

区 分	変 更 な し				
排 水 口 名	排水口 9	排水口 10	排水口 11	排水口 20～45,52 (雨水専用)	排水口 46～51,53 (雨水専用)
水素イオン濃度 (単位:水素指数)	6.9～7.3	6.9～7.3	7.0～7.2		
生物化学的酸素要求量 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 4 (最大 10)	通常 4 (最大 10)	通常 3.8 (最大8.8)	通常 (最大)	通常 (最大)
化学的酸素要求量 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 2 (最大 5)	通常 2 (最大 5)	通常 3 (最大 5)	通常 (最大)	通常 (最大)
浮遊物質 (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 5 (最大 10)	通常 5 (最大 10)	通常 5 (最大 10)	通常 (最大)	通常 (最大)
油分 (n-ヘキサン抽出物質) (単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 1 (最大 5)	通常 1 (最大 5)	通常 2 (最大 3)	通常 (最大)	通常 (最大)
大腸菌群数 (単位:1ミリリットルにつき個)					
排出水の量 (単位:1日につき立方メートル)	通常 0.5 (最大0.5)	通常 0.1 (最大0.1)	通常 14 (最大 15)	通常 0 (最大 0)	通常 0 (最大 0)

広島市告示第383号

平成15年10月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 都市計画の案の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名 称	位 置 及 び 区 域
へさかレインボー ハイツ桜坂地区 地区計画（変更）	広島市東区戸坂出江一丁目及び戸坂桜上 町の各一部並びに戸坂長尾台の全部
ライブヒルズ未来 地区 地区計画（変更）	広島市東区中山西二丁目及び中山中町の 各一部
高須台パークタウ ン地区 地区計画（変更）	広島市西区高須台一丁目、高須台二丁 目、高須台三丁目、高須台四丁目及び高 須台五丁目の全部、並びに高須台六丁目、 高須四丁目、古江上一丁目、己斐西町及 び己斐上二丁目の各一部

古江上田方地区 地区計画（変更）	広島市西区古江上一丁目、古江上二丁目、田方二丁目、田方三丁目、古田台一丁目及び古田台二丁目の各一部
古川リバーサイド 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区八木一丁目、八木二丁目、緑井五丁目、緑井六丁目、川内五丁目、川内六丁目の各一部
イトーピア長楽寺 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区長楽寺一丁目及び長楽寺町の各一部
サンコート花みず ぎ台地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大町西一丁目及び大町字七九谷の各一部
西風新都 A. C I T Y 中央地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大塚西三丁目、大塚西六丁目、沼田町大字大塚及び大字件の各一部
西風新都 A. C I T Y 戸建地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大塚西六丁目、大塚西七丁目、伴南二丁目及び沼田町大字件の各一部
グリーンヒル大原 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫、字大原迫、字谷口、字大原台及び字入野の各一部
西風新都伴東学研 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区伴東六丁目及び沼田町大字件の各一部
西風新都伴南工業 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区沼田町伴南三丁目の全部並びに伴南一丁目、伴南二丁目及び沼田町大字件の各一部
西風新都高附住宅 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区伴北七丁目及び沼田町大字件の各一部
西風新都伴北工業 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区伴西三丁目の全部並びに伴西一丁目、伴西二丁目及び沼田町大字件の一部
中講パークフロント 地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大塚西四丁目及び佐伯区五日市町大字石内の各一部
西風新都堀毛東地 区 地区計画（変更）	広島市安佐南区伴南四丁目の全部並びに伴南一丁目、大塚西五丁目、大塚西六丁目及び沼田町大字件の各一部、佐伯区五日市町大字石内の一部
可部勝木台地区 地区計画（変更）	広島市安佐北区亀山西一丁目及び亀山西二丁目の全部、並びに亀山九丁目及び可部町大字勝木の各一部
高陽台地区 地区計画（変更）	広島市安佐北区落合南二丁目、落合南五丁目及び落合南町の各一部

高陽深川台地区 地区計画（変更）	広島市安佐北区深川六丁目、深川八丁目及び深川町の各一部
可部亀山地区 地区計画（変更）	広島市安佐北区亀山南二丁目、亀山南四丁目、亀山三丁目の各一部
安芸矢野ニュータ ウン地区 地区計画（変更）	広島市安芸区矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野南一丁目、矢野南三丁目、矢野南四丁目、矢野南五丁目及び矢野東七丁目の各一部並びに矢野南二丁目の全部
瀬野みどり坂地区 地区計画（変更）	広島市安芸区瀬野西四丁目及び瀬野西五丁目の全部、並びに瀬野西一丁目、瀬野西二丁目、瀬野西三丁目、瀬野西六丁目及び瀬野二丁目の各一部
西風新都インター 流通パーク地区 地区計画（変更）	広島市佐伯区石内上一丁目の全部及び五日市町大字石内の一部
西風新都石内学研 地区 地区計画（変更）	広島市佐伯区石内南一丁目、石内南二丁目、石内南三丁目、石内南四丁目及び石内南五丁目の全部並びに五日市町大字石内の一部
五日市海老山南地 区 地区計画（変更）	広島市佐伯区海老山南一丁目及び海老山南二丁目の各一部

2 縦覧場所：

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市都市計画局計画調整課

- (2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号

東区役所建設部建築課

（へさかレインボーハイツ桜坂地区、ライブヒルズ未来地区に限る）

- (3) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号

西区役所建設部建築課

（高須台パークタウン地区、古江上田方地区に限る）

- (4) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

安佐南区役所農林建設部建築課

（古川リバーサイド地区、イトーピア長楽寺地区、サンコート花みずぎ台地区、西風新都 A. CITY 中央地区、西風新都 A. CITY 戸建地区、グリーンヒル大原地区、西風新都伴東学研地区、西風新都伴南工業地区、西風新都高附住宅地区、西風新都伴北工業地区、中講パークフロント地区、西風新都堀毛東地区に限る）

- (5) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号

安佐北区役所農林建設部建築課

（可部勝木台地区、高陽台地区、高陽深川台地区、可部亀山地区に限る）

- (6) 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号

安芸区役所農林建設部建築課

（安芸矢野ニュータウン地区、瀬野みどり坂地区に限る）

(7) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

佐伯区役所建設部建築課

(中講パークフロント地区、西風新都梶毛東地区、西風新都インター流通パーク地区、西風新都石内学研地区、五日市海老山南地区に限る)

~~~~~  
広島市告示第384号

平成15年10月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                | 所 在 地                            | 指 定<br>年 月 日   |
|--------------------|----------------------------------|----------------|
| 武内耳鼻咽喉科            | 広島市中区十日市町二丁目6-8                  | 平成15年<br>10月1日 |
| なかむら神経内科・メンタルクリニック | 広島市中区基町12-3<br>朝日生命広島ビル4F        | 平成15年<br>10月1日 |
| 本通くらもと心療内科         | 広島市中区本通3-10-301                  | 平成15年<br>10月1日 |
| やすらぎクリニック          | 広島市中区袋町3-11<br>味噌会館2F            | 平成15年<br>9月1日  |
| 十日市歯科クリニック         | 広島市中区十日市町一丁目5-28<br>十日市ゴトービル2F   | 平成15年<br>10月1日 |
| 光薬局                | 広島市東区光町2-9-18                    | 平成15年<br>10月1日 |
| いいだこどもクリニック        | 広島市南区皆実町四丁目22-8                  | 平成15年<br>10月1日 |
| うじな歯科医院            | 広島市南区字品西四丁目3-2                   | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人あした会<br>中西歯科医院 | 広島市南区比治山本町16-35<br>広島産業文化センター12階 | 平成15年<br>10月1日 |
| ハート薬局みなみ店          | 広島市南区皆実町四丁目22-2                  | 平成15年<br>10月1日 |
| オズ薬局庚午店            | 広島市西区庚午中三丁目6-11                  | 平成15年<br>8月1日  |
| フレア薬局              | 広島市西区西観音町23-17                   | 平成15年<br>10月1日 |
| 和泉内科消化器医院          | 広島市安佐南区沼田町伴7714-6                | 平成15年<br>10月1日 |

|                             |                    |                |
|-----------------------------|--------------------|----------------|
| かなはら医院                      | 広島市安佐南区大町西一丁目1-10  | 平成15年<br>10月1日 |
| 有限会社TOKS<br>安中央薬局           | 広島市安佐南区相田二丁目5-39   | 平成15年<br>10月1日 |
| おきた内科クリニック                  | 広島市安佐北区落合南一丁目11-15 | 平成15年<br>10月1日 |
| 高陽耳鼻咽喉科                     | 広島市安佐北区亀崎一丁目2-4    | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人社団三上<br>脳神経外科           | 広島市安佐北区可部五丁目14-16  | 平成15年<br>10月1日 |
| 森岡神経内科                      | 広島市安佐北区可部南四丁目9-17  | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人山崎歯科<br>医院              | 広島市安佐北区可部五丁目15-33  | 平成15年<br>9月1日  |
| 亀崎りんご薬局                     | 広島市安佐北区亀崎一丁目2-4    | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人純心会行<br>武医院             | 広島市安芸区矢野西一丁目3-2    | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人社団淳愛<br>会きだに小児科         | 広島市佐伯区五日市一丁目3-14   | 平成15年<br>10月1日 |
| 医療法人社団誠友<br>会セントラルクリ<br>ニック | 広島市佐伯区五日市駅前三丁目5-16 | 平成15年<br>8月1日  |
| 庄司歯科医院                      | 広島市佐伯区五日市中央五丁目21-7 | 平成15年<br>9月1日  |

~~~~~  
広島市告示第385号

平成15年10月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
武内耳鼻咽喉科医院	広島市中区十日市町二丁目6-8	平成15年 9月30日
中西歯科医院	広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター12階	平成15年 9月30日
和泉内科消化器医院	広島市安佐南区沼田町伴7714-6	平成15年 9月30日

かなはら医院	広島市安佐南区大町西一丁目 3-3	平成15年 9月30日
ヤス薬局	広島市安佐南区相田二丁目 5-39	平成15年 8月1日
おきた内科クリ ニック	広島市安佐北区落合南一丁目 11-15	平成15年 9月30日
三上脳神経外科	広島市安佐北区可部五丁目 14-16	平成15年 9月30日
森岡神経内科	広島市安佐北区可部南四丁目 9-17	平成15年 9月30日
行武医院	広島市安芸区矢野西一丁目 3-2	平成15年 9月30日
きだに小児科	広島市佐伯区五日市一丁目 3-14	平成15年 9月30日
医療法人社団誠友 会セントラルクリ ニック	広島市佐伯区五日市駅前一丁 目3-14-201	平成15年 7月31日

~~~~~  
広島市告示第386号

平成15年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示第387号

平成15年10月31日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名 称	所 在 地	開設者氏名	指 定 年 月 日
本通くらしと 心療内科	広島市中区本通3 番10号301	倉本 恭成	平成15年 10月6日
なかむら神経 内科・メンタ ルクリニック	広島市中区基町 12-3	中村 靖	平成15年 10月7日
川ロクリニック	広島市西区庚午中 三丁目6-11	川口 正晴	平成15年 10月1日

亀崎りんご薬 局	広島市安佐北区亀 崎1-2-4	有限会社アウ ラ・メディカル 代表取締役 鼻戸 宏明	平成15年 10月1日
医療法人社団 淳愛会 きだに小児科	広島市佐伯区五日 市一丁目3-14	医療法人社団 淳愛会きだに 小児科 木谷 和夫	平成15年 9月22日
耳鼻咽喉科セ ラクリニック	広島市安芸区船越 南三丁目27- 23	医療法人社団 聡志会 理事長 世良 公志	平成15年 9月24日
医療法人社団 誠友会セント ラルクリニック	広島市佐伯区五日 市駅前三丁目5番 16号	医療法人社団 誠友会 理事長 中村 進	平成15年 8月20日
みつだ循環器 科内科	広島市安佐北区可 部南四丁目9番 41号	医療法人みつ だ循環器科内 科 理事長 満田 廣樹	平成14年 11月1日
医療法人武内 耳鼻咽喉科	広島市中区十日市 町二丁目6番8号	武内 元成	平成15年 10月1日
おきた内科 クリニック	広島市安佐北区落 合南一丁目11番 15号	医療法人おき た内科クリ ニック 理事長 沖田 英明	平成15年 10月1日
医療法人純心 会行武医院	広島市安芸区矢野 西一丁目3-2	医療法人純心 会 行武医院 理事長 行武 純一	平成15年 10月1日
和泉内科消化 器医院	広島市安佐南区 沼田町大字件 7714番地6	医療法人社団 いずみ会 理事長 和泉 健	平成15年 10月1日
かなはら医院	広島市安佐南区大 町西一丁目1番 10号	金原 幸司	平成15年 10月14日
有 限 会 社 TOKS 安中央薬局	広島市安佐南区相 田二丁目5-39	有 限 会 社 TOKS 代表取締役 立川 忠義	平成15年 10月1日
いいだこども クリニック	広島市南区皆実町 四丁目22番8号	飯田 典久	平成15年 10月4日

~~~~~  
広島市告示第388号

平成15年10月31日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名 称                     | 所 在 地                | 開設者氏名                         | 辞 退<br>年 月 日    |
|-------------------------|----------------------|-------------------------------|-----------------|
| きだに小児科                  | 広島市佐伯区五日市一丁目3-13-4   | 木谷 和夫                         | 平成15年<br>9月22日  |
| 耳鼻咽喉科セラクリニック            | 広島市安芸区船越南二丁目20-16    | 医療法人社団<br>聡志会<br>理事長<br>世良 公志 | 平成15年<br>8月16日  |
| 医療法人社団<br>誠友会セントラルクリニック | 広島市佐伯区五日市駅前三丁目5番16号  | 医療法人社団<br>誠友会<br>理事長<br>中村 進  | 平成15年<br>8月19日  |
| みつだ循環器科内科               | 広島市安佐北区可部南四丁目9番41号   | 満田 広樹                         | 平成14年<br>10月31日 |
| おきた内科クリニック              | 広島市安佐北区落合南一丁目11番15号  | 沖田 英明                         | 平成15年<br>9月30日  |
| 武内耳鼻咽喉科医院               | 広島市中区十日市町二丁目6番8号     | 武内 元成                         | 平成15年<br>9月30日  |
| 和泉内科消化器医院               | 広島市安佐南区沼田町大字件7714番地6 | 和泉 健                          | 平成15年<br>9月30日  |
| 行武医院                    | 広島市安芸区矢野西一丁目3-2      | 行武 純一                         | 平成15年<br>9月30日  |
| かなはら医院                  | 広島市安佐南区大町西一丁目3-3     | 金原 幸司                         | 平成15年<br>10月11日 |

広島市告示第389号

平成15年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルショク船越店

- (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1877番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

- (1) 有限会社岡本興産 代表取締役 岡本 精  
広島市安芸区船越六丁目3番31号
- (2) 浦田 登  
広島市安芸区船越一丁目28番4号
- (3) 寺川 宏昭  
広島市安芸区船越四丁目15番46号

## 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻：午前10時

閉店時刻：午後8時

イ 変更後 開店時刻：午前9時

閉店時刻：午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで

イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後4時まで

イ 変更後 午前6時から午後10時まで

## 4 変更年月日

平成15年11月1日

## 5 変更に関するもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

| 小 売 業 者 名     |                | 住 所                |
|---------------|----------------|--------------------|
| 名 称           | 代 表 者          |                    |
| 株式会社サンリブ      | 代表取締役<br>藤村 昌伯 | 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 |
| 株式会社オーエムツー西日本 | 代表取締役<br>大越 勤  | 島根県益田市下本郷町5番1号     |
| 株式会社ヤマスイ      | 代表取締役<br>山田 勲雄 | 広島市西区商工センター一丁目2番3号 |
| 株式会社丸珠物産      | 代表取締役<br>小林 敏朗 | 北九州市小倉北区西港町123番19号 |
| 東洋食品株式会社      | 代表取締役<br>岡野 正則 | 北九州市門司区黄金町6番28号    |
| 株式会社カメラのフレンズ  | 代表取締役<br>渡邊 聖治 | 広島市中区袋町2番1号        |
| エトワール株式会社     | 代表取締役<br>北原 一人 | 広島県安芸郡海田町新町21番10号  |
| 有限会社エルディ      | 代表取締役<br>藤村 昌伯 | 北九州市小倉北区金田一丁目2番15号 |